

中間答申書(素案)

久米南町庁舎の整備方法について

平成31年 月 日

久米南町庁舎改修整備検討委員会

平成31年 月 日

久米南町長 片山 篤 様

久米南町庁舎改修整備検討委員会
委員長 松山 茂

久米南町庁舎の整備方法について（中間答申）（素案）

本委員会は、久米南町庁舎改修整備検討委員会設置要綱第1条の規定により、必要な検討及び審議を行いました。諮問いただいていた中で「町庁舎の整備方法」に関し、慎重に審議した結果、別紙のと通りの意見がまとまりましたので、委員会の総意として、中間答申書を提出いたします。

町におかれましては、本中間答申を尊重され、早期に庁舎整備を進められることを、委員一同、切に期待いたします。

1 町庁舎の整備方法について

当委員会へ諮問された町庁舎の整備方法について検討・審議した結果、次のような認識を共有しました。

【共通事項】

- ・「耐震改修+大規模改修（案）」、「新庁舎等新設（案）」、「既存施設活用（案）」、いずれの整備方法を採用した場合も、町庁舎の構造体の耐震性は確保できる。
- ・考えられる整備方法のいずれを採用した場合も、公共施設が集中し、利便性の高い、現所在地周辺での整備となる。
- ・庁舎の周辺には中央公民館や文化センター、保健福祉センター等があり、周辺施設の整備や更新についても、庁舎整備と合わせて検討する必要がある。

【耐震改修+大規模改修（案）】

- ・事業期間も短く、事業費も建替えに比べて少ないため、比較的速やかに町庁舎の耐震化整備を行うことができる。
- ・建替えに比べ、短期的な財政負担が小さいが、耐震改修を行ったとしても築46年を超える現庁舎は改修後十数年で建替え時期を迎えるため、長期的な費用対効果は低い。
- ・設備等は更新されるが、改修後も現庁舎をそのまま利用するため、狭隘化やバリアフリー化などの課題は解消されない。
- ・耐震改修工事では、区画を分けた工事となるので、執務可能なスペースの確保が難しい上、振動や騒音、粉塵も伴い、階段の利用も制限されるなど利用者の安全性の確保も難しくなる。そのため、基本的には仮設庁舎又は既存施設への庁舎機能の移転が必要となり、仮設庁舎の設置費用や移転費用など余分な費用が発生する。
- ・緊急防災減災事業で交付税措置がある借り入れが可能であるが、事業対象が耐震改修部分に限られるため、財政的負担が大きい。

【庁舎等新設（案）】

- ・耐震改修に比べ財政負担が大きいですが、建替え後の使用可能年数を踏まえると、長期的な費用対効果は高い。
- ・現庁舎が抱える狭隘化やバリアフリー化をはじめとする様々な課題を解消できる。
- ・公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）として事業費の借入れが可能であり、後年度の交付税措置があるため、財源的負担が軽減される。
- ・「新庁舎を現在の場所に建設（案）」は、仮設庁舎や庁舎機能の移転が必要となるため、仮設庁舎の設置費用や移転費用など余分な費用が発生する。
- ・「新庁舎及び新中央公民館を建設（案）」は、庁舎の建替えに公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）、公民館の建替えには過疎対策事業として事業費の借

- り入れが可能であり、後年度の交付税措置を受けられるため、財源的負担が軽減される。
- ・「新庁舎及び新中央公民館を建設（案）」は、現中央公民館の位置に新庁舎を整備することで、施設の入替えにより、現在の庁舎で執務しながら整備工事が行えるため仮設庁舎を必要としない。また、中央公民館整備中の代替施設は、文化センターや公民館支館等により対応できると思われる。しかし、二つの建物を建設することになるため、事業期間および事業費が大きく増加する。
 - ・「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」は、庁舎部分に公共施設等適正管理推進事業（市町村役場機能緊急保全事業）、公民館部分に過疎対策事業として事業費の借入れが可能であり、後年度の交付税措置を受けられるため、財源的負担が軽減される。
 - ・「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」は、公共施設の複合化により共有部分の面積を削減することができるため、今後の維持管理費用の削減が見込まれる。
 - ・「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」は、現中央公民館の敷地に複合施設を建設することで、現在の庁舎で執務しながら整備工事が行えるため仮設庁舎を必要としない。また、中央公民館整備中の代替施設は、文化センターや公民館支館等により対応できると思われる。

【既存施設活用（案）】

- ・構造上、壁を壊すような大規模なレイアウト変更や新たな加重がかかる構造物を作ることができず、庁舎に必要な面積が確保できないため、用途変更は難しい。文化センター・図書館は町民にとって必要な施設であり、運営方法を見直し、もっと利用をしてもらえるように工夫していくべきである。
- ・文化センターを庁舎へ用途変えする整備事業では交付税措置がある借入れができないため、財政負担が増加する。

以上のことを踏まえ、諮問に対する当委員会としての結論は、次のとおりといたしました。

町庁舎は自治体の心臓部であり、万が一、災害等により機能しなくなった時には被害も大きくなり、町民の生命・財産に大きくかかわることになる。そのため、町庁舎の耐震化整備は早急に進めるべきものであり、町が強い意志を持って進めていただきたい。

「①長期的な費用対効果」、「②交付税措置による財政負担の軽減」、「③周辺施設の状況」、「④公共施設の集約」、「⑤耐震性・老朽化など現庁舎の様々な課題の解消」などを考慮すると、「庁舎と中央公民館機能を含む複合施設を建設（案）」によって町庁舎の整備を行うべきである。

2 今後の町庁舎整備についての参考意見

当委員会において、審議を進める中で今後の町庁舎整備について参考となる以下の意見がありました。

- ・庁舎整備にあたっては、長期的な視点を持ち、人口減少など様々な要因を踏まえた上、将来の負担にならないように身の丈にあった整備を行うこと。
- ・町民が集えるようなスペースを整備するなど「町民が親しみやすい庁舎」として、施設機能を検討すること。
- ・規模については、不要なものは排除し、必要な機能とその機能にふさわしい必要床面積を検討の上、決定すること。